

但し産業別及び職業別組合を有せざる各種類の
労働者を包括する組合（合同組合）と雖も本會に加盟
する一事を得

第五條 同一地方に二個以上の加盟組合が存在し組合長の
数五百名以上に達する場合は地方評議會を組織
す

地方評議會は中央委員員の統制の下にその地方内
に於て加盟組合の行動を統一し共通の事務及び
回款を處理するものとす

第六條 加盟但令中同一産業に属するもの三個以上ある組合
員數千名以上に達したる時は全國的産業別聯
合會を組織するものとす

但し即時に全國聯合會を組織する一事不遂とする

第七條 全國的産業別協議會を組織するものとす
前項に定めた全國的産業別聯合會又は協議
會は中央委員會の統制の下にその産業に属する
但令の行動を統一し共通の事務及び回款を處理
するものとす

第八條 全國的産業別聯合會又は協議會に於て但令は
各組合の所在する地方に於ける地方評議會に加盟するものとす
第九條 地方評議會に包括する地域を範圍、全國的産業別
聯合會又は協議會に包括する組合の範圍を以て之れ
らの規約に中央委員會が承認する事を要す

第三章 機關

- 第九條 本會に於て機關を置く
- 一 大會
- 二 中央委員會
- 三 中央執行委員會